

な支援が必要であることを痛感していることが少なくない。しかし、WISEだけでは実現できない課題も少なくないため、政府や行政による長期的な視点に立った総合的な支援が求められており、また地域コミュニティの理解や支援も今以上に必要となるであろう。

(2) 雇用創出型（雇用型と協同・起業型）

雇用型WISEと位置づけられるヤマト福祉財団では、1998年6月にヤマト運輸株式会社とともに株式会社スワンを設立し、1998年6月にスワンベーカリー銀座店、2001年11月に赤坂店、2002年10月にスワンカフェ銀座店を開設し、パン等の製造・販売に障害者を雇用している。同様に雇用型WISEとも位置づけられるNPO法人わっぱの会では、無添加パン「わっぱん」や洋菓子の製造・販売を通じて障害者を雇用している。

協同・起業型WISEとも位置づけられるワーカーズ・コープは、働く人々が出資をして民主的に経営し人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合であり、その一つの事業体である奈良西事業所は立地する吉田病院の清掃業務を受託したり、奈良公園地下歩道などの清掃事業を行政から受託するなど組合員と障害者らが自主的に事業を創出している。

雇用創出型WISEの中でも協同・起業型は、行政の委託事業を受託する必要性から止むを得ずNPO法人格を取得し雇用形態をとっている場合もあるが、そもそも雇用／被雇用関係を望まないワーカーズ・コープ／コレクティブにとては組織理念との矛盾が生じることになる。現状では労働者全てが出資し経営し働くことを求めて協同・起業型WISEを形成したくともその理念に当てはまる法人格（イタリアの社会的協同組合B型や韓国の社会的企業育成法のようなもの）がないために、現在「協同労働の協同組合法」の法制化を目指されている。

以上において考察した両類型に共通する課題は資金調達・確保の困難性である。積極的に事業を開拓している組織もあるが、自主事業収入のみでは障害者も含めて全員の生活を

保障できないことも少なくない。したがって、行政の委託事業や指定管理者制度、社会的事業所制度の補助金収入などに頼らざるを得ない現実を否定できないが、総収入に占める割合が増えるほど行政の意向に左右されやすいという課題に直面する。今後、多様な労働統合型社会的企業（WISE）が出現するようになれば、支援型／雇用創出型に関わらず、労働統合の対象者に対する就労支援だけではなく、生活支援も含めた包括的かつ継続的な支援の役割を担うことが求められるようになるだろう。こうしたWISEの包括的・継続的な運営を可能にするためには、行政の委託や補助金のあり方を検討することも含めて、社会的企業全体の支援体制を整備することがますます重要になるであろう。

参考文献

- *松本典子・西村万里子・橋本理・吉中季子「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題－障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に」『駒澤大学経済学論集』第41巻第3号、2010年、45～80頁。
- *松本典子「日本におけるワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状－（財）ヤマト福祉財団の事例から」『協同の発見』第209号、2009年、42～46頁

労働統合型社会的企業としての ホームレス関連団体の現状と課題

吉中 季子

(大阪体育大学健康福祉学部専任講師)

1. はじめに～ホームレス・元ホームレスにおける就労の現状

現状の日本におけるWISEの課題は、さしあたり何らかの就労阻害要因を抱えた人々の雇用や就労を支援することであろう。ここではホームレスの人々に対する就労支援に取り組んでいる団体をとりあげて、日本におけるWISEを検討する一助としたい。

ホームレス¹については、2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、現在10年の期限立法も終盤の段階となっている。この法律により2003年と2007年に全国調査が実施された²が、その結果はおおむね中高年男性が多くを占め、約7割が路上生活をしながらも、空き缶回収などをして「働いて」いた。また前職については、建設業関係者が約5割を占めていた。

野宿生活を脱した人の多くは、支援団体によるアウトリーチを経て野宿生活から脱却している。2007年の大阪就労福祉居住問題調査研究会の調査によれば、脱路上生活者の就労率は49%に留まっている。そのうち非正規労働で働く者は79%と、不安定な就労形態にある者が多くなっている。さらに同調査では、支援施設などのスタッフとの関わりをもつてしたり、アフターフォローを受けている場合のほうが就業率も就業継続期間も長いことが明らかになっている³。以下に、WISEの一形態としてホームレスや失業者などに対して支援と仕事づくりを行っている事例を紹介する。

2. ホームレス関連団体の取り組み—企業組合あうん

(1) 設立の経緯

企業組合あうん⁴は、ホームレス、元ホームレスによる「仕事起こし」を行っている団体である。東京都荒川区に位置し、山谷などにも近く低所得者の住民が多い地域で、2002年に活動を開始した。

当初、ホームレス支援や炊き出しの経験者等5人から運営委員会を立ち上げ、中高年の人

の「働きたいのに働く場がない」という声をきっかけとして、生きがいのある働き方を提供すること、「食べていくことのできる仕事作り」を目指すこととした。事業内容を考えたときに、それまでのホームレス支援における物資の募集のネットワークと経験を活かし、リサイクル事業をはじめることにした。運営委員会スタッフの出資により、2002年8月に店舗を借り、「古着リサイクルショップあうん」を開店した。開店当初は資金繰りが厳しく、当事者が「野宿をしながら食べていけるだけの最低限」の金額である1ヶ月3万円を収入として確保することを目標として出発した。その後、事業は軌道に乗り徐々に事業を広げた。以下に現在の事業内容について紹介する。

(2) 事業内容

・リサイクル事業

各ネットワークを活かして、衣類・雑貨・家具・家電などの各家庭の不用品の寄付を募り、地域住民に安価に販売している。現在2つの店舗を運営し、ひとつは主に衣類を販売し、もうひとつは倉庫型の店舗で家電や家具などを販売している。家電の中古品の整備や修理は当事者メンバーの経験者が行っている。

・便利屋事業

リサイクル事業が軌道に乗りはじめた2003年に、自立サポートセンターもやい⁵と提携して便利屋事業を開始した。便利屋事業の主な仕事内容は、片付け・引越し作業である。不在になった部屋や、亡くなられた方の部屋の片づけを引き受けている。

もう一つの仕事内容は、様々な分野で働いてきた当事者の経験を活かして、フローリングや塗装、壁紙の張替えなどのリフォームにも取り組んでいる。内装・外装を問わず注文に応じて行っている。

・家電パック販売

福祉事務所と連携し、生活保護が開始になった人に対して生活保護制度の家具什器費の範囲内で、アパートに入所する際の生活に必要な家

電製品・家財道具をパック販売している。アパート生活が未経験な人や家財道具を買った経験のない人に対しては、何が必要か等、生活必需品の相談から行うこともある。

(3) 組織構造など

当団体は、2007年11月に企業組合の法人格を取得している。NPO法人や株式会社ではなく企業組合の法人格を取得したのは、「あうん」が組織として自分たちで事業を起こし自ら創出している活動に、最も企業組合が適していると判断したからである。2009年9月現在、就労に従事しているのは26名、うち約10名は週5日出勤し、生活できる賃金が支給されている。当事者のメンバーは当初、中高年者がほとんどだったが、約2年前からは若年者も増えてきている。

賃金に関しては、同一価値労働同一賃金の原則をとっており、賃金は原則1日7,500円で昼食、夕食をつけている。売上高については、古着リサイクルショップ等の店舗関連事業は赤字が続いているものの、総合的には設立当初の130万円（2002年8月～12月）から、事業拡大に伴い2003年度2,000万円、2004年度3,000万円、2005年度3,500万円と順調に伸びている。

また、もやいのほかにも医療相談、法律相談、夜回り、フードバンク⁶、緊急シェルターなどとネットワークを結び、情報交換やサポート体制を強化している。

(4) ケースワークを踏まえた就労

メンバーの中には生活保護受給者もあり、生活保護を受給している者には原則として固定給が支給され、就労日数も原則週2日としている。それ以上の日数はボランティアとなる。しかしながら、福祉事務所のケースワーカーと連携をとりながら個々のケースに合わせて対応している。例えば、以前は賃金を得ながら働いていたが、病気で生活保護受給となり、完全にボランティアとして従事している者、長期間のひきこもり経験のある若年者などで社会参加や人とのコミュニケーションを重視し、一定以上の就労指導は控えるようにしている者、知的障害があり生活保護を受給しているが、「就労」より作業訓練を目的として通っている者など様々である。生活面でも、必要な人に対しては金銭管理を行っている。食事を提供しているのも、複数で食事することによる居場所づくりであったり、交代で賄い食を調理することにより生活技術の習得や共同作業の訓練にもなり、さらには食生活の乱れを防ぐことができるからである。

(5) 団体の抱える課題

直面した課題は、メンバーとして働いている人たちが高齢などにより就労不可能になった後の支援をどのように行うかである。一方で若年者が増えてきており、ひきこもりや不登校の経験者など複雑で多様化した問題を抱えた若年へ

の対応も課題である。

また、団体はこれまで古着リサイクル事業から生活保護受給者に対する家電製品のパック販売、便利屋事業と事業を拡大してきたが、メンバーを増やしていくためには課題も伴う。そのようななかで、どのように事業運営していくかが次の課題であろう。

おわりに

ひとつの事例でしかないが、ホームレス・元ホームレスの支援は、彼らの属性上、路上からの脱出、生活支援、その延長上に就労支援があるようと思われる。

就労困難層の中でも特に社会から孤立しがちな彼らの就労には、生活面を総合的に包括した支援や関わりが必要である。団体ではあくまで、支援側と上下関係にならないように対等な関係を維持することを基本としている。また、これまで彼らにとって見過ごされがちであった現場作業・修理などの従前の仕事の経験やスキルを活かし、事業に大きく貢献しているのが特徴であろう。単に仕事づくりのみならず、対等な関係で働く意欲と健康な生活を目指している当団体は、日本におけるワーク・インテグレーションに取り組むひとつのモデルといえよう。

今後ますます個々の対応が複雑化し、さらなる専門性の高い対応を求められるなかで、相談機能や人的資源も必要となろう。また事業を新規開発・継続していくための需要の発掘も必要となる。そのためには、さらなる行政機関との連携・支援の強化、また組織の規模に関わらず、ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業が課題を共有していくことが必要となろう。

1 路上で生活する者については、路上生活者、野宿生活者、ホームレスなど、その状況の違いなどから、呼び方は研究者や支援団体によっても様々であるが、ここでは「ホームレス自立支援の支援などに関する特別措置法」に即して、統一して「ホームレス」と用いる。

2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（第14条）の規定により、ホームレスの実態に関する全国調査を実施した。概要は厚生労働省のHPで公開されている。（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-attach/2003/03/h0326-5.html>, <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-attach/2007/04/h0406-5.html>）

3 大阪就労福祉居住問題調査研究会『もうひとつの全国ホームレス調査』2007年。

4 2009年9月19日に実施したNPO法人あうんの荒川茂子氏へのヒアリングに基づいている。あうん発行の広報物、あうんのHP（<http://www.awn-net.com/>）も参考にした。

5 東京都新宿区にあるホームレスや生活困窮者などの支援団体（<http://www.moyai.net/>）

6 スーパーマーケット、食品会社、食材会社などから、消費期限が迫っているものや、包装不備などで流通にのらないもの、余剰食材的なものを受け取り、福祉施設などへ分配している団体。



ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状 —台湾・(財)陽光社会福利基金会の事例—

松本 典子(駒澤大学経済学部専任講師、会員)

1 はじめに

長引く不況によって世界的に雇用情勢が悪化する中、雇用創出など社会的課題の解決の主体として、社会的企業への注目と関心がさまざまな地域で高まっている。ヨーロッパでは、深刻化する社会的排除問題や失業・雇用問題を背景に社会的企業が台頭してきた。アジアでは、特に韓国において早く、深刻化する失業・雇用問題を背景に、労働市場政策の一環として社会的企業による雇用創出の期待に応えて、2007年に社会的企業育成法が施行された。台湾においても、障害者の就労支援について障害者支援団体が社会的企業に注目するなど、社会的企業への関心と認識が広がっている。

本稿では、1981年の設立以来、障害者の就業支援を積極的に進めている(財)陽光社会福利基金会の事業を対象に、台湾においてワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状の一端を紹介することとしたい。

2 (財)陽光社会福利基金会の設立背景と事業内容

財団法人陽光社会福利基金会(以下、財団)は、火傷の生存者であった沈曉亞さんが執筆した『怕見陽光的人』をラジオ番組が紹介したことを契機に、火傷の生存者は身体的負傷だけでなく社会差別という精神的な傷も負い、職を得ることもむずかしく、経済面でも生活困難にならざるを得ない状態にあることが社会問題化する中で、その解決を課題に非営利の社会サービスを行う10団体によって1981年に設立された。大企業や政府ではなく、市民のイニシアチブで設立された財団である点に特徴がある。名称は沈さんの著書の「陽光(sunshine)」に由来する。

組織目的は、火傷生存者や顔面損傷者に多様で専門的なサービスを提供すること、すなわち、身体面・精神面での支援に加えて社会的リハビリテーションを通じて彼らを支えると共に、その人権と尊厳を守ることである。サービス内容は、身体的な治療・リハビリテーション・精神的なカウンセリング等の医療支援から、医療・生

活・移動等に要する財政的支援や教育支援まで多岐にわたる。

現在、サービス受給者の55%が口腔癌の生存者、32%が火傷の生存者、13%が顔面損傷者である。顔面損傷者は、例えば血管腫や神経線維腫症など先天性の病気をはじめ、深刻な顔の負傷や化粧品・整形などの被害によるものまでさまざまである。火傷の生存者も、通常熱傷から化学熱傷、電気熱傷、放射線熱傷までさまざまである。財団は2009年には1,550名にサービスを提供し、1981年からの累計では1万人近くにサービスを提供している。

2009年度の総収入は約8,300万NT\$であり、内訳は一般寄付が約70%とその多くを占め、政府補助金が約15%である。2009年度の社会的企業の収入は-0.1%の赤字であり、財団が社会的企業の費用を補填している。

財団は台湾全土に5つのセンター(台北、台中、嘉義、高雄、花蓮)を持ち、ソーシャルワーカー、作業療法士、理学療法士、カウンセラー、職業訓練者までさまざまな専門家が働いており、各センターを利用する障害者に多様なサービスが無料で提供されている。台北のセンターにはリハビリテーション施設があり、火傷生存者に身体面でのセラピーが行われている。また、同センターには社会復帰訓練所もあり、短期宿泊が可能な施設となっている。財団は医療支援や生活相談支援だけではなく、就業支援にも積極的に取り組んでいる。その1つに洗車事業がある。「陽光汽車美容中心

(Sunshine Car wash Center)」は障害者作業施設であるとともに、一般労働市場と財団を結ぶ社会的企業として位置づけられている。

3 「陽光汽車美容中心」の事業内容と障害者の働き方

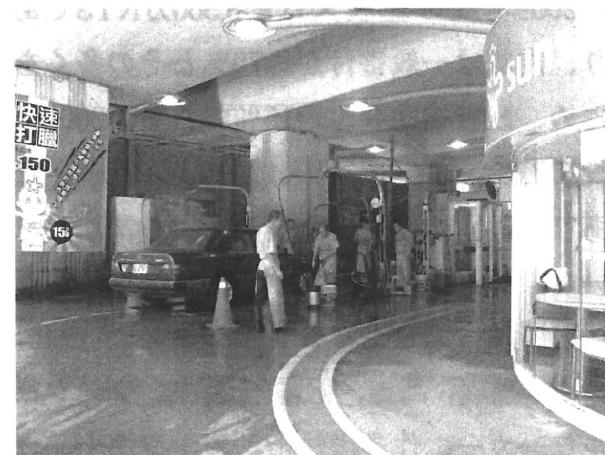
「陽光汽車美容中心」は、1992年に障害者作業施設として台北市和平に設立された。設立から6年間、洗車事業は順調に売り上げを伸ばし、1998年にはガソリンスタンドも併設した店舗を設立した。しかし、民間のガソリンスタンドが無料洗車を始めたこともあり、市場競争に勝てず2003年には閉店している。その後、和平店も売り上げが落ちたため、2005年に新事業として「車美容(Car Beauty)」サービスが始められた。店舗のイメージカラーをオレンジ色に変え、洗車だけではなくワックスなどを含めた高い技術による高付加価値戦略が採用された。この戦略には、障害者に美容サービスに関わる新たな技術研修を受けさせて高い技術力を修得させ、一般労働市場への参入を容易にし、収入の確保を安定化するという狙いもあった。美容サービスの導入後は順調に売り上げを伸ばし、2009年には桂林に2番目の支店が設立された。台北市内では新たな土地の確保が困難であるため、桂林支店は量販店の駐車場の一角に位置する。和平店と比べて小規模である。障害者による仕事では、1人が洗車や美容サービスをしている間に、もう1人が顧客対応を行うというように、主体的にさまざ

まな仕事をつくり出すことが必要である。積極的に仕事に関わり、さまざまな技術を習得することにより、独立することも可能な仕組みが築かれている。

1992年の設立当時は、障害者の就業支援を行う団体は少なく、就業支援が行われる場合にもお菓子の製造・販売などが主要な事業であった時期に、洗車事業という新たな事業に進出し、また当該団体に勤めていた障害者に健常者と同じ給料を支給したことは革新的な取組みであったと評価できる。設立当時は、台湾における車の販売台数が急増し洗車ニーズが高まった時期であった。当該団体は、道路の中央に位置するという地理的条件が良かったこともあって売り上げを急増し、需要に供給が間に合わない状況であった。財団は火傷生存者や顔面損傷者のために設立されたが、当該団体では彼ら以外に聴覚障害者・身体障害者・精神障害者など障害者であっても働ける人は差別なく誰でも雇用した。当初は、それぞれの障害に対応できる専門家が不足したために仕事場は混乱状態であったが、数年後にはさまざまな障害者が交流して働いた方が、お互いに協力し合うことができるという理解に変化していった。

台湾では身心障碍者保護法第3条によつて、障害者は、視覚障害者、聴覚機能障害者、身体不自由者、知的障害者、重要器官喪失機能者、顔面損傷者、自閉症、慢性精神障害者、多重障害者などに16分類されるが、現在は9分類の障害者が当該団体で働き、60名の従業員の9割は障害者、1割は

支援スタッフ(正規従業員)である。支援スタッフによれば、障害者の6割は精神障害者であり、当初の訓練には困難が伴うが体力のある人が比較的多いこともあり、仕事に慣れれば集中して働くことができるとのことである。また、訓練でも、経営者が管理することでサービスの質を確保する方法が最も容易ではあるが、障害によって仕事の理解の仕方が異なるため、時間をかけて消費者が求めていることを障害者と共に考えることが最終的にはサービスの質の向上につながることが長年の経験から明らかになったという。給料は月約2万NT\$であり、



洗車事業



美容サービス(カーワックス)

従業員のシフトは7時～14時半、14時～21時半の2交代制で、2つのシフトが重なる時間帯に約10分間の会議が行われる。また比較的洗車需要の少ない雨の日も、空き時間を利用して従業員による会議や打ち合わせが行われている。

4 「陽光汽車美容中心」の課題と財団の今後の展望

当該団体では、現在いくつかの課題に直面している。

第1に、2005年に開始された美容サービスでは、同業者が同じサービスを低価格で提供するという厳しい現状に直面している。政府の補助金は15%程度であり、障害者の生活は市場の動向に左右される。そもそも、当該団体は営利が第一義的な目的ではないために、同規模の業者であれば25～30人程度の雇用が限界であるところに、障害者に職業訓練の場を提供することを重視して、可能な限り多くの障害者を雇用しているために、社会性と企業性のバランスの確保がむずかしいという社会的企業であることに起因する困難がある。

第2に、障害者の半数が設立当初から働き、現在40代の人たちが多数であるが、精神障害者は40歳頃から体力が落ちてくるため、大半の人たちの体力面の問題が生じて来ている。

第3に、障害者の生活面に関する課題である。当該団体では仕事や就業の他に、生活面での健康管理、家族のトラブルの相談、障害者のグループ活動にも注力している。

障害者は仕事がないときには、自宅でテレビやパソコンとともに1人で過ごす時間が多く、経済面では自立できても生活面では貧しい状態に陥りがちである。生活における友達との交流の増大など、障害者同士のグループ活動の強化などが大きな課題となっている。

財団にとって、社会的企業は、障害者に働くために必要な技術や他の人々との交流の仕方を教え、正規の労働市場に統合(あるいは再統合)する存在と位置づけられている。また、社会的企業を通じて障害者に対する健常者の理解を深める存在としても捉えられ、偏見をなくし市民社会を成熟させる存在とも考えられている。

一般企業(同業者)は技術力の高い働き手を求めており、2009年には洗車事業の障害者12名が一般企業(同業者)に雇用された。毎年10～15名の障害者が一般企業に転職していくため、累計で200名を超える障害者が労働市場に(再)統合され、社会的企業を媒介に就業したことは素晴らしい成果である。しかし、洗車事業は社会的企業として一見成功しているかに思われるが、財団としては赤字部門であることも現実であり、社会的企業における社会性と企業性の両立のむずかしさを事実として明らかにしている。財団の理想的な収入構造は、寄付収入が45～55%、補助金収入が15～25%、社会的企業の収入が20～30%であり、社会的企業の今後の展開のあり方が大きな課題として依然として残されているという。

5 おわりに

財団は、洗車事業を通して支援対象者を火傷生存者や顔面損傷者からさまざまな障害者に拡大してきたこと、市民社会における障害者への理解を広げることを社会的使命としていること、そして障害者の就業支援だけではなく生活支援も踏まえて障害者の自立を積極的に支援していることに特徴がある。

本稿で取り上げた事例は、台湾においてワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の一例ではあるが、日本の障害者支援団体と比較すると、障害者を毎年10～15名程度、一般企業に就職させている実績にも明らかのように、社会的企業を障害者の雇用の場に止めるだけではなく、職業訓練にも重点を置いて障害者の労働市場への(再)統合をより重視している点にも特徴がある。ヨーロッパや韓国などと比較すれば、日本と同様に台湾においても、社会的企業に対する制度的な政府の支援は少なく、障害者の就業支援を行う社会的企業が社会性と企業性を担保しながら市場競争の中で事業活動を継続するには、職業訓練に対する直接的な人件費補助や生活支援補助など政府による制度的支援の拡充が強く求められると言える。

【参考文献】

- ・ Sunshine Social Welfare Foundation “Sunshine Foundation 2009 Annual Report”.
- ・ 財団法人陽光社会福利基金会の各種資料。
- ・ 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター編『アジア太平洋地域の障害者雇用システムに関する研究(資料シリーズNo.30)』2003年。

【本稿は、平成22年度厚生労働省政策科学総合研究事業「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究-就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析」の成果の一部である】

<プロフィール> まつもとのりこ

1980年東京都生まれ。2007年駒澤大学大学院商学研究科博士後期課程修了、博士(商学)。同年4月より駒沢大学経済学部専任講師。主著「ソーシャル・エンタープライズとしてのワーカーズ・コレクティブ」塚本一郎・山岸秀雄編著『ソーシャル・エンタープライズ-社会貢献をビジネスにする』丸善、2008年、163～179頁、「コミュニティビジネスのガバナンス」風見正三・山口浩平編著『コミュニティビジネス入門-地域市民の社会的事業』学芸出版社、2009年、93～109頁

研究ノート

「労働統合型社会的企業」論の展開 —韓国の事例から

橋 本 理

Development of Work Integration in Social Enterprise:
Case Studies in South Korea

Satoru HASHIMOTO

Abstract

This note analyzes work integration in social enterprises using the case studies in South Korea. We first explain the development of the Self-Support Policy under the National Basic Livelihood Security Act and the background of the enactment of the Social Enterprise Promotion Act. We then describe the present state of work integration in the social enterprise in South Korea. Finally, this study shows the current status of social enterprises in South Korea using interview surveys.

Keywords: work integration, social enterprise, WISE, South Korea

抄 錄

本稿は、「労働統合型社会的企業」に関する論議の動向について、韓国の事例を中心に記したものである。第1に、国民基礎生活保障法のもとでの自活事業の展開や社会的企業育成法の成立の背景について概観し、第2に、韓国における労働統合型社会的企業の動向を確認し、第3に、ヒアリング調査に基づき韓国の社会的企業の実態を示した。

キーワード 労働統合、社会的企業、WISE、韓国

1. はじめに

社会的企業という概念が指し示す事業組織や事業内容は多岐にわたる。この概念は論者によって多種多様な扱いをうけるため、どのような事業組織や事業内容を対象とするかということ自体が社会的企業論の重要な論点となっている¹⁾。そのようななか、本稿では、労働統合型社会的企業（work integration social enterprise: WISE）と呼ばれる事業組織とそれにつながる制度に着目する。なかでも、韓国における社会的企業の勃興の背景といくつかの事例をみることにしたい。

ヨーロッパにおける社会的企業研究のネットワークである EMES (L'Émergence des Enterprises Sociales en Europe) は、社会的企業の主要な活動分野として、「対人社会サービス」と「労働統合」の2つをあげる (Defourny [2001] 18)。後者の範疇に入る事業組織が「労働統合型社会的企業」(以下、WISEと表記)と称され、EMES研究グループによってEU諸国におけるWISEの実態調査が試みられている。同グループの研究者は、WISEを「労働市場において深刻な困難を経験したことのある人々を、WISEそれ自体もしくは一般の企業内で職業を通じて統合することを主な目的とする自立した経済主体」と定義しており、その事業領域は、ヨーロッパでは建築や大工仕事、廃品回収やリサイクル、公共空間・緑地の管理、梱包作業などが一般的であると説明する (Davister et al. [2004])。先行する事例としては、イタリアの社会的協同組合が特に注目されるが、日本では、例えば、労働市場から排除されている人々の働く場として社会的事業所づくりの実践を積み重ねている「共同運」の活動がその代表的な例としてあげられよう²⁾。

本稿で、韓国の社会的企業論の動向に着目したのは、社会的企業に関する法制化がアジア諸国の中ではじめて行われたことによる。韓国では「社会的企業育成法」が2006年に成立し、2007年に施行された。社会的企業と称される事業組織の発展は必ずしも法律の整備によってのみ進められるわけではないだろうが、他方で、法制化が社会的企業に対する認識を向上させ、事業活動の発展を促すうえで重要な役割を果たしていることが予想される。また、韓国において社会的企業の法制化がなされたその背景を理解することは、社会的企業の今日的意義を理解するうえで有益であろう。韓国における社会的企業育成法の制定過程やその意義については、すでに本邦においてもいくつかの意義ある研究がなされている³⁾。そのようななか、本稿で扱う事例はごく限られたもので韓国における社会的企業の実態の一端を示すにとどまるが、労働統合に向けた社会的企業の最近の動向を著すことにより、それらの取り組みが持つ意義やそれらの取り組みが雇用や福祉のあり方に対してどのようなインパクトを与えているのかを考察する一助となることを意図している。具体的には、前半部で社会的企業に関する制度および制度化の背景について概観し、後半部でいくつかの特徴的な事例を取り上げて韓国社会的企業の実態を示すこととする。

2. 社会的な仕事づくりに向けた動き

WISEの動向を考察するうえでは、労働政策および福祉政策との関連を踏まえておくことが必要となる。韓国の動きに目をやる場合には、旧生活保護法から国民基礎生活保障法(1999年9月制定、2000年10月施行)への転換とそれに伴う自活支援事業の実施、さらには

雇用対策として行われた公共勤労事業ならびに社会的仕事づくり事業をみておくことが必要となる。

国民基礎生活保障法の成立は、韓国の公的扶助の歴史のなかでも大きな転換と位置づけられている。特に、稼働能力を有する貧困者を保護しなかった旧生活保護法に対して、国民基礎生活保障法では年齢に関係なく所得を基準に給付されることが注目される。すなわち、一般的な公的扶助としての性格を持たせた点が大きな特徴となっている。また、稼働能力を有する者が給付を受ける場合には条件がつけられているところに、ワークフェア的な面を見出せる⁴⁾。

稼働能力を有する貧困者については、「労働能力を有すると判断された者を『条件付き給付者』とし、生計費を受給する条件として自活支援事業などに参加することを義務付け」られる。条件付き給付者の対象となるものは、18歳以上64歳以下の年齢層の者である。そのうち、「障害者や傷病者などは障害・傷病の程度によって条件付加が免除される。それ以外の者は自活支援事業に参加することを条件として生計費を支給する『条件付き給付者』となる（「条件付加猶予者」⁵⁾は除かれる）。そのうえで、「年齢や健康状態、学歴や職歴などを考慮した『勤労能力点数表』」が用いられ、点数が高い場合には、就業可能性の高い事業や労働強度を要する事業が義務付けられる。具体的には、70点以上の場合には、保健福祉部⁶⁾の自活共同体事業もしくは雇用労働部⁷⁾の委託事業である雇用支援センターの事業、41点から69点の場合には、保健福祉部や地方自治体による自活支援事業、40点以下の場合には社会適応プログラムが適用される⁸⁾。

自活支援事業を実施するうえで具体的な事業の担い手となるのが、社会福祉法人など非営利法人と団体および個人によって運営される「自活後見機関」である。1996年に、「民間団体が政府の補助金を受けて運営する『自活支援センター』が全国5カ所（代表的な貧民密集地域だったソウルの冠岳区・蘆原区・麻浦区・仁川東区・大田東区）にモデル的に設置された」が、国民基礎生活保障法の施行後、自活支援センターから自活後見機関へと名称が変更され、自活後見機関は全国70カ所へと急速に広がっていった。その際、失業運動に参加した多くの失業克服団体が自活後見機関として指定を受けた⁹⁾。したがって、自活支援事業は、「従来政府と激しく対立を続けてきた『貧民運動』に基本的に支えられ」（五石〔2003〕48）ているという特徴を持つ。それゆえ、韓国では、市民運動側のミッションに支えられた自活支援事業が実施されてきたとみなせるが、他方では、従来から存在する福祉施設が自活後見機関の指定を受ける例もみられ、自活支援事業を行ううえでのミッション性が各地域の自活後見機関によって異なる状況もあるようである。なお、「自活後見機

関の自活事業は、政府から人件費の支援を受け、保護された市場の中で経済的自立を図る『自活事業団』と、競争市場の中で経済的自立を追い求める『自活共同体』（姜 [2009] 91）とに分かれる。1996年当初5カ所からスタートした自活支援センターは、自活後見機関と名称をかえて、2007年12月末の時点で全国的に242カ所となり、さらに2007年7月からは地域自活支援センターに改称され現在に至っている。

ところで、国民基礎生活保障法とならんで、労働統合との関わりで重要な概念としてあげられるのが「社会的仕事」である。「社会的仕事づくり事業」の延長線上に、社会的企業育成法の成立をみるのだが¹⁰⁾、さらにそれ以前の動きとして取り上げておくべき事業として「公共勤労事業」がある。1997年通貨危機後の深刻な雇用情勢を背景に、失業対策の側面を持ちながら実施された公共勤労事業は、「勤労能力がある失業者たちに公益性が高い事業の仕事（無料看病、食べ物のリサイクル、家の修理、森の管理など）を提供し、最低限の生活を保障することを目的とする」（姜 [2009] 89）ものと位置づけられる。この公共勤労事業は、失業対策としての側面に加えて、貧困対策（社会政策）の側面があったと指摘される。制度面でも実態としても一般労働市場で条件が不利な人々を対象とするようになっていったことから、「要するに、公共勤労事業は追加的なソーシャル・セーフティネットとして機能する色彩をいっそう強めていった」（北島 [2008] 49）という評価がなされる。そして、2000年代の前半に入り、失業率が低下するとともに、公共勤労事業の失業対策の意義が失われていく。そのようななか、公共勤労事業と国民基礎生活保障法のもとでの自活事業の実践の積み重ねのなかからスタートするのが「社会的仕事づくり事業」である¹¹⁾。この事業がスタートする背景としては、「経済危機以降に顕在化してきた女性、高齢労働者、さらに長期失業者といった就労の困難な層をターゲットに絞って積極的労働市場政策を開拓して『労働市場のフレキシビリティ』を保障すること、また同時に、韓国経済のジョブ・クリエーション能力の低下傾向が見え始めるなかで、『雇用のセキュリティ』のために安定的な雇用の場を創出していくこと」（北島 [2008] 50-51）という2つの課題に迫られていることから説明される。

また、社会的仕事づくり事業は、ワークフェアとウェルフェアミックスの2つの目的の実現と位置づけられる（姜 [2009]、チャン [2009]）。具体的には「社会的に有用な仕事であるが、収益性が低いため、市場に任せれば、十分な供給が期待できない保育・看病（付き添い看護）・保健・医療など社会福祉サービス分野と、文化・観光・環境（リサイクル）などの公共サービス分野に対して政府の財政支援と民間の人的資本を活用して提供する仕事」¹²⁾として展開されることになる。社会的仕事づくり事業は多様な分野にまたがり、ま

た、市民参加が促されたことから、「これまで自活事業への参加に積極的ではなかった医療生協、環境運動、障害者運動団体などは、社会的仕事づくりに関心を示すようになり、さらに貧困問題と失業問題に注目した市民社会陣営も、社会的仕事づくりや社会的企業に対する期待を高めていった」（姜 [2009] 94）という状況をもたらした。だが、社会的仕事づくり事業に対しては、生み出される雇用の質が低いことや持続的な雇用が保障されにくいくことなどの批判があり、雇用労働部は社会的企業の設立や法的支援の必要性を感じて検討を進め、2006年の社会的企業育成法の制定へと向かっていく。しかし、その過程においては、社会的仕事づくり事業に関わってきた市民社会からの参加が限られており、「『社会的企業育成法』の制定は市民社会の主導下で行われることも、政府や市民社会のパートナーシップ形成のための戦略的な思慮に基づくこともなく、政府の政策的な思惑によるものであった」（チャン [2009] 69）という評価もなされている。

上にみたことから、国民基礎生活保障法の自活事業、社会的仕事づくり事業および、社会的企業育成法の成立過程に関して、市民運動側の実践とその現場からのボトムアップの動きが制度の策定過程に反映される場合と政府側のイニシアティブが強い場合があり、その両者の動きが交錯しながら種々の制度化が進行しているところに、韓国の社会的企業の制度化の特徴を見出すことができよう。

3. 韓国における労働統合型社会的企業

上記のような経緯のもと成立した社会的企業育成法であるが、同法は「社会的企業を支援し我が社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し新しい就労を創出することにより、社会統合と国民生活の質の向上に寄与すること」を目的として掲げる。そして、「社会的企業」とは、脆弱階層に社会サービス又は就労を提供し地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産販売など営業活動を遂行する企業」とされる¹³⁾。なお、社会的企業として認証されるためには、「1.『民法』上の法人、組合、『商法』上の会社又は非営利民間団体など、大統領令で定める組織形態を充たしていること、2.有給勤労者を雇用し財貨とサービスの生産販売など営業活動を遂行すること、3.当該組織の主たる目的が脆弱階層に就労又は社会サービスを提供して地域住民の生活の質を高めるなど、社会的目的を実現することにあること。（略）。4.サービス受惠者、勤労者など利害関係者が参加する意思決定構造を整備すること。5.営業活動を通じて得る収益が大統領令が定める基準以上であること。6.第9条による定款や規約などを整備すること。7.会計年度別で分配可能な利潤が発生した場合は、利潤の3分の2以上を社会的目

的のために使うこと（「商法」上の会社の場合に限る）（略）」¹⁴⁾などの要件をすべて満たす必要がある。

さて、韓国における WISE の実態を把握するためには、上にみた国民基礎生活保障法に基づく自活共同体と、社会的企業育成法によって認証された「認証社会的企業」をみるとが妥当であろう。ところで、社会的企業育成法に基づく「認証社会的企業」は、その目的別に、「就労創出型」「社会サービス提供型」「混合型」「その他型」の4つに類型できる¹⁵⁾。WISE という点では、さしあたり就労創出型の「認証社会的企業」に焦点をあてることが有効であろう。例えば、韓国の社会投資支援財団（Korean Foundation for Social Investment）は、ヨーロッパの社会的企業研究ネットワークである EMES による WISE の研究プロジェクトに即して WISE の実態調査を試みているが、その調査対象となっているのも、国民基礎生活保障法に基づく自活共同体および社会的企業育成法による就労創出型の「認証社会的企業」である¹⁶⁾。

社会的企業育成法に基づく「認証社会的企業」の数は、2010年8月現在で353社に達しており、地域別ではソウル・京畿首都圏が155社（44.4%）となっており、約半数が首都圏に立地している。また、先の目的別の類型によれば、就労創出型が177社（50.1%）、社会サービス提供型が35社（9.9%）、混合型が91社（25.8%）、その他が50社（15.2%）となっており、就労創出型が半数以上を占めている（チャン [2010] 6）。

社会投資支援財団による WISE の実態分析は、ヨーロッパ諸国との比較を通じて、韓国の WISE をいくつかの点から特徴づけている¹⁷⁾。その特徴としては、第1に、資源（資金）の獲得面で、ヨーロッパ諸国の WISE のほうが公共部門に依存している部分が多く、ヨーロッパと比べると韓国の WISE では市場の資源に依存する部分が多いことがあげられる。すなわち、韓国の WISE は市場販売を通じて自らの事業の存続を図ることが求められる傾向にある。第2に、韓国の WISE は一般の企業よりは労働の質が低いが、ヨーロッパの WISE よりは労働の質が高いことが指摘される。したがって、韓国では WISE が、仕事の能力の向上という効果をもたらしていると想定される。だが、このような違いは、ヨーロッパと韓国の WISE に関する制度の違いの結果としてあらわれているのではないかとも考えられる。

上記の点を考察するうえで、EMES による WISE 研究プロジェクトによる分類を用いた説明がなされる。EMES のプロジェクトによると、WISE は労働統合の方法によって大きく4つに分類される。第1が、「移行的職業（Transitional occupation）」によるものである。具体的には対象当事者グループに職業体験やOJT訓練を提供するケースである。第2

が、「自己資金による永続的な仕事の創出 (Creation of permanent self-financed jobs)」によって労働統合を行うものである。労働市場において不利な条件におかれた人々に対して中期的に安定した経済的にサステイナブルな仕事を創出するものと位置づけられる。第3が、「永続的な補助のもとでの職業を通じた統合 (Professional integration with permanent subsidies)」である。この方法においては、主として障害者の労働者が雇われるが、深刻な「社会的に不利な条件におかれた人々」も雇われることもある。第4が、「生産活動を通じた社会化 (Socialisation through a productive activity)」を行うものである。ここでは、労働市場への統合ではなく、社会契約を通じた対象当事者グループの再社会化が目指される¹⁸⁾。

ヨーロッパにおける WISE は、上記の 4 分類に該当する様々なものが存在するが、韓国の WISE は、2つめのカテゴリーである「自己資金による永続的な仕事の創出」に集中していると考えられている。すなわち、韓国の WISE の多くは「正規労働市場から排除された集団を対象に持続的な就労を提供するために初期の低い生産力を補完するため公共部門から一定水準の補助金を受けとるが、順次生産された財貨とサービスの販売を通じた市場資源にこれを代替する」(チャン [2010] 10) とみなされているのである。そして、韓国の WISE が「自己資金による永続的な仕事の創出」に集中していることは、韓国の WISE がヨーロッパの WISE と比べて労働の質が高い人々の働く場となっているという状況をもたらしている。つまり、市場販売から収入を得ることが必要なため、WISE はできるだけ労働の質が高い人々を雇うことを志向する状況が生じているのである。このような特徴は、WISE の脆弱階層の働く場としての機能を弱めることが危惧される。なぜなら、「市場販売を通じて企業の持続性を維持しなければならない労働統合社会的企業には、脆弱階層の労働統合と就労提供という社会的目的の誘因が次第になくなることで、結局はもっと旺盛な勤労能力を持つ従業員を好むことになる可能性がある」(チャン [2010] 11) からである。

さて、これまでみてきたことから、韓国の社会的企業育成法に基づく事業組織の多くは就労提供としての機能を果たしており、WISE としての性格を有していることがわかった。また、韓国の WISE は全般的にはヨーロッパの WISE と比べると、市場志向が強く、自らの販売収入で事業継続を図ることが迫られていることがわかる。もちろん、社会的企業育成法によって、当初は人件費を中心とした支援が受けられているが、年数が経つごとに支援は減らされるため、市場における販売収入を増やす必要に迫られることになる。したがって、韓国の社会的企業が持続的に事業を継続できるかどうかは今後も注視していくことが必要となろう。ここまででは、WISE をめぐる制度面とその制度化の過程を中心にみてき

た。以降、章をあらためていくつかの具体例を取り上げて、韓国の WISE の実態の一端をみることにしたい。

4. 韓国における社会的企業の事例——ヒアリングから

4.1 概要

ここからは、韓国の WISE を知るうえで重要ないくつかの団体からのヒアリングに基づいてその実態の一端を示す。具体的には、最初に、先述した自活支援センターおよび自活共同体の具体例を取り上げる。続いて、障害者関連の団体として障碍友権益問題研究所と、その傘下に障害者の働く場として立ち上げられた「認証社会的企業」である RIDRIK（印刷業およびコピー用紙製造業）を取り上げる。最後に、雇用労働部の地方部局である雇用労働部（支庁）を取り上げる。

4.2 自活支援センター、自活共同体¹⁹⁾

地域自活支援センターの1つである Seoul Gurolife Self-Sufficiency Promotion Center に訪問し、地域自活支援センターおよび自活共同体の現況についてうかがった。この地域自活支援センターには、全体で約190名の自活事業対象者がいる。そのうち国民基礎生活保障法に基づく受給権者が約75%を占めている。地域自活支援センターのもとに自活事業団と自活共同体がある。自活事業団で行われる仕事は無料でサービスを提供するものであるのに対して、自活共同体で行われる仕事は、低料金ながらもサービスを販売しており、顧客からクレームが発生することもあり、サービスの質をあげることが要求される点で厳しさがあるとのことである。

最初は自活事業団にいる人も、仕事の訓練を経て自活共同体のほうへ移る。自活事業の対象者は一定期間を経ると「暗黙の了解」といったかたちで自活事業団から自活共同体への移行が促されることである。稀に自ら自活共同体にうつりたいという人もいる。自活事業団は9時から18時までいいといけないが、自活共同体は派遣されて働くので、サービスを提供する決まった時間だけ働けばよい。仕事がどれだけ少なくとも生計をたてる所得は保障されている。

現場では制度的な限界を感じられている。一度、受給権者になると、国民基礎生活保障法の7つの扶助が受けられるため、受給権者が貯金しない場合がみられたり、受給権者から脱却したくないと考える人もいる。受給権者でない低所得者層に個々の扶助を出すようにした方が望ましいのではないかとのことであった。

この地域自活支援センターには、8つの自活共同体があり、128名の利用者がいる（うち男性の利用者は1人だけである）。1つが社会的企業の認証を受けており、介護サービスを提供しているほか、他の1つがソウル型予備社会的企業²⁰⁾である。その他は、家事、清掃、洗濯などのサービスを提供している。また、6つの自活事業団があり、自活事業団には190名のうち残りの62名が所属している。

8つの自活共同体については、法的に認証を受けていないものも含めて、自分たちではすでに自らが社会的企業であると考えている。協同組合の形態をとっており、全員が出資するかたちをとる。形式的には税務署に登録して固有の番号をもらい、事業者登録して、2人以上の共同事業登録を行う。自活共同体としては、区役所の認定をうける。認定には3つの条件、すなわち、「働く人の3分の1以上が受給権者であること」「2人以上の共同事業登録をしていること」「50万ウォン以上の給料を支払っていること」という条件がある。

8つの自活共同体のなかで介護サービスを提供する自活共同体は、昨年に社会的企業の認証をうけた。この自活共同体では社会的企業の認証をうけて、コンサルティング支援と、事務局1名分の入件費について補助を受けている。昨年10月に認証を受けてから最初の1年間は入件費の85%の補助、次の年には50%の補助を受けている。

事業はすべて介護保険事業（韓国の介護保険制度は2008年7月からスタート）であり、訪問介護（身体活動支援、日常活動支援）を提供している。スタッフは事務局1名、現場管理1名、現場19名で、全員が女性である。年齢層は40代後半から50代が多く、60代の人もいる。2003年に無料看病事業からスタートした。働いている人は、受給権者、低所得者層がほとんどで、事業スタート当初から働いている人が多い。全員、予防保護士（日本のホームヘルパー）の資格をとっている。働いている人には資格をとるために支援がなされている。地域自活支援センターの自活事業団で無料看護事業を行っているので、そこにいる人にも資格をとるために支援をしている。資格をとるために1ヶ月くらい研修を受けるが、50万ウォンくらいかかり、全額を補助している。

4.3 障害者に関する団体

(1) 障碍友権益問題研究所²¹⁾

①沿革・事業概要

まず、障碍友権益問題研究所の沿革について説明を受けた。1987年に民主化宣言が出された時期は、社会に対する欲求不満が噴出する時期でもあった。この頃、障害者に関して、

恩恵的な福祉ではなく人権運動を中心として問題に取り組もうという機運が生じた。そのようななか、当事者や弁護士らが障害者に関する人権問題に取り組むようになったが、単なる運動ではなく科学的な見地が必要であるということから研究所が立ち上げられた。当時から、障害者という用語についても、どういう表現が望ましいかの議論がなされ、そのようななかから、「障碍友」ということばが用いられている。

この研究所のミッションは、障害者の権益を守るだけでなく健康な社会をつくるというところにある。「ともに歩む」「ともに生きる」ことを重視し、他の団体と関係を持っている。例えば、市民団体連帯会議に参加している。また、韓国の子供たちが使う参考書にはこの団体の名前がでており、インターネットでNPOやNGOのリストを検索するとこの研究所がヒットするようになっている。研究所のミッションを理解してもらい、広めることが必要であると考えられている。

研究所には重要な4つの事業がある。第1が「政策運動」である。立法過程への参加やモニタリングを行っている。法制定に関わっており、韓国の障害者に関する9つの法律のうち、7つについては、当事者が関わっているとのことである。第2が「人権事業」である。障害者の人権が侵害された場合に擁護する役割を果たしている。同研究所で、ボランティアの弁護士30名ほどを組織している。訴訟の費用は研究所が支払っている。第3が「認識（改善）事業」である。月刊誌「ともに歩む」を23年間、発行し続けている。ヒアリングした時点で、vol.257まで発行されている。研究した政策内容や政府の政策とそれに対する批判などを掲載しており、毎月約15000冊発行している。同研究所の予算の60～70%が注がれている。当事者や福祉施設、学者、会員などが購読者である。韓国は施設保護を中心であり、同研究所は施設批判を20年くらい続けているが、その1つのメディアが月刊誌「ともに歩む」である。第4が「センター事業」である。マクロ的に政策をかえていくことはみえにくいため、具体的な運動を行う必要がある。そこで、「障害者文化センター」「医療センター」「障害者家族支援センター」「障害者職業センター」などのセンターを開いている。

支部は全国に10カ所あり、ソウルで行っている業務と同様のことをしている。資金面については、年間予算が全体で約18億ウォンであり、2億6000万ウォン程度が政府からの補助で、その他は寄付や会費などの収入があるが、結構、資金繰りは苦しいとのことである。事業としては、医療センターや後述する RIDRIK は成功している。

②社会的企業に関して

続いて、社会的企業に関連することについて説明を受けた。同研究所との関連で、社会

的企業として認証を受けているのは2カ所で、1カ所は印刷・コピー用紙製造を行っている RIDRIK（詳細は後述）である。他の1カ所は別法人となっているが、医療センター（医療生協で生活協同組合の法人格を有する）がある。その他、予備社会的企業の位置づけのものが2カ所あり、そのうち1カ所は障害者のオーケストラである。

社会的企業との関わりは初期の頃からあった。日本の共同連の斎藤懸三さんから示唆を得て、仕事を通じた自立が重要であり、障害者と健常者が一緒に仕事をするとシナジー効果があるという認識から、そのような取り組みをやってみようということになった。2003年の名古屋のシンポジウムでイタリアの方が報告したのを聞いて、リサイクルショップの立ち上げを試みたが、それは失敗した。2005年から2006年頃に、ヨーロッパの社会的企業を研究している人が集まって、社会的企業育成法に関する勉強会を始めた。社会的企業育成法が2007年に施行されたのをうけ、2007年12月にRIDRIKをつくって認証を受けた。

社会的企業と関連したネットワークとしては、社会的経済連帯会議や社会的企業協議会に関わっている。また、日本の共同連とは年に1回会合を行い、障害者に関わる労働や教育などの諸課題について討論している。日本だけでなく、フィリピンやベトナム、昨年には中国とも交流をした。障害者のための雇用をつくりだしてきているが、重度の障害者の仕事場をつくることが課題として残っており、代案的な仕事づくりを考える必要があるとのことである。

次に、社会的企業育成法をどのように評価しているかをうかがった。法によって社会的企業に認証されると経済的支援があることはメリットである。2年間で33名に対して人件費が出た。専門家3名に対して130万ウォン、その他30名に対して、最低賃金である85万ウォンから87万ウォンの人件費である。当初は100%の人件費補助だが、現在は3年目で70%の人件費補助である。その他、コンサルティングの支援を受けているが、コンサルティングをしているところに資金がでており、そこからコンサルティングする人がやってきているが、あまり機能はしていない。

課題については、「優先購買」に関する点があげられた。優先購買は義務となっておらず、努力することが求められているに過ぎない。そこで、自治体が優先的に社会的企業の製品を購入するようにして欲しいという。また、土地を無償で使えるように働きかけていることである。

さらに、基本的な問題として、人件費の補助に関する点がある。人件費は最大5年間補助されるが、認証を受ける2年前（予備的な段階）において、1年目で100%、2年目で90%の補助をうけ、認証をうけてからも毎年10%ずつ削減されて、合計で5年目に打ち切ら

れる。仕事の内容は、清掃やリサイクルなど労働集約的なものが多いが、社会的な基盤が弱いなかでは、その後、自立するのは難しい。社会的経済という土台がないと、社会的企業が根付かない。現在、法の改定が検討されているが、人件費の部分の検討が中心である。人件費のみを支援するのではなく、社会的経済を支えるという支援が必要であり、たとえば、優先購買の促進や、金融的な支援も必要である。社会的企業は、地域に根付いて地域に必要なサービスを提供するが、サービスを提供する相手が貧しいので、市場価格より低い値段で提供することも多い。したがって、サービスの質を保ち、物理的空間を保つためにも、土地を無償もしくは安く借りられるような支援が欲しい。さらには、社会的企業で働く人々の訓練を支援する仕組みが必要である。現在は、人件費中心の支援であるが、専門性をつけるための訓練をするような支援が欲しい。社会的な認識が変化しないと難しい。

例えば、コピー用紙の製造についていえば、大手企業が他国で生産して輸入すると17000ウォンで買えるものが、RIDRIKでは23000ウォンの値段になる。仕事の場を増やすために工程を増やしているので、どうしても値段が高くなる。

重度の障害者がつくっているものを、公共団体は5%以上購入しないといけないことになっている。すべてを市場に投げ出してしまうと成り立たないので、働く場をつくるということを一般の人々にも、公共の人々にも知ってもらわないといけないとのことであった。

③公共機関の動向、制度面など

公共機関の動向や制度面についてどのように認識しているかの説明を受けた、

従来の労働部が、雇用労働部に名前が代わったが、その地方庁において大手企業と社会的企業の間でMOU (Memorandum of Understanding) を結ばせる取り組みがされている。社会的企業がつくったものを大手企業が購入するという取り決めがなされる。現在、3つの企業が買ってくれている。また、雇用労働部によって社会的企業のアカデミーが開かれ、経営大学院に社会的企業の課程ができるなど、社会的企業育成法ができてから、社会的企業を取り巻く状況にはかなり変化がみられる。

制度の適用に関しては、70%以上が障害者の場合、障害者多数事業所になる。RIDRIKは障害者多数事業所であり、障害者職業リハビリ施設でもある（そのため保健福祉部からの支援がある）。社会的企業育成法の認証も受けているので、雇用労働部からも人件費の支援を受けている。障害者関連の団体なので社会的企業といつても特殊性がある。一般には、雇用労働部の認証を受ける前に、予備社会的企業の審査を2年間にわたり受ける。人件費は1年目は100%、2年目は90%補助される。1年ごとに審査があり、要件を満たせないと脱落する。2年を経て、社会的企業に認証される。RIDRIKの場合は、予備社会的企業の